

平成18年9月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
宇和島市遊子5299、5300、5303、5304、5307から5309まで及び5314から5316までの地先	811.66

○愛媛県告示第1302号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
遊子	宇和島市遊子5299、5300、5303、5304、5307から5309まで及び5314から5316までの地先公有水面埋立地		811.66

○愛媛県告示第1303号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
宇和島市戸島3951、3952、3977から3980まで、3982の1、4017、4018、4021、4058から4061まで、(4062+4063)、4064、4065、4067、4076及び4077の地先	1,101.23

○愛媛県告示第1304号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
戸島	宇和島市戸島3951、3952、3977から3980まで、3982の1、4017、4018、4021、4058から4061まで、(4062+4063)、4064、4065、4067、4076及び4077の地先公有水面埋立地		1,101.23

○愛媛県告示第1305号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
宇和島市三浦東808の2、810の1、811、832の1、833の1、833の5、836の3から836の5まで、838の6、838の8から838の10まで、838の12、838の17から838の19まで、841の4、841の6及び841の12の地先	1,011.91

○愛媛県告示第1306号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
三浦東	宇和島市三浦東808の2、810の1、811、832の1、833の1、833の5、836の3から836の5まで、838の6、838の8から838の10まで、838の12、838の17から838の19まで、841の4、841の6及び841の12の地先公有水面埋立地		1,011.91

○愛媛県告示第1307号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
宇和島市三浦東1659の2、1671の1、1671の2、1672、1686の1、1687の1、1716の6及び新27の地先	729.77

○愛媛県告示第1308号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
三浦東	宇和島市三浦東1659の2、1671の1、1671の2、1672、1686の1、1687の1、1716の6及び新27の地先公有水面埋立地		729.77

○愛媛県告示第1309号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
宇和島市三浦東1689、1716の1、1716の3、1716の4、1716の6、1716の22、1734の1、1738、1739の1、1741の1、1742の3及び新10の3の地先	736.68

○愛媛県告示第1310号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
三浦東	宇和島市三浦東1689、1716の1、1716の3、1716の4、1716の6、1716の22、1734の1、1738、1739の1、1741の1、1742の3及び新10の3の地先公有水面埋立地		736.68

○愛媛県告示第1311号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
宇和島市三浦東1876の1、1876の3、1876の5、1876の9、1881の2、1881の4、1881の11、1881の12、1882の2、1885の2、1885の4、1885の5、1960の2、1961、1962の1、1962の3及び1965の2から1965の4までの地先	1,009.39
宇和島市三浦東1965の1、1965の2、1965の4、1968の1、1968の3、1971、1972、1988、1990の1、1992の1、1993の1、1996の1、1997の2、2181の1、2181の2、2182及び2183の1の地先	1,920.57

○愛媛県告示第1312号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
三浦東	宇和島市三浦東1876の1、1876の3、1876の5、1876の9、1881の2、1881の4、1881の11、1881の12、1882の2、1885の2、1885の4、1885の5、1960の2、1961、1962の1、1962の3及び1965の2から1965の4までの地先公有水面埋立地		1,009.39
	宇和島市三浦東1965の1、1965の2、1965の4、1968の1、1968の3、1971、1972、1988、1990の1、1992の1、1993の1、1996の1、1997の2、2181の1、2181の2、2182及び2183の1の地先公有水面埋立地		1,920.57

○愛媛県告示第1313号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
宇和島市三浦東2187の1、2188の2、2190、2192の1、2193、2195、2196の1、2196の4、2197の1、2197の4、2242の1、2242の2、2243の1から2243の3まで、2246、2247、2250の1、2251、2254、2255の2、2257、2509の1、2509の2、2510の1及び2511の2の地先	1,164.86

○愛媛県告示第1314号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
三浦東	宇和島市三浦東2187の1、2188の2、2190、2192の1、2193、2195、2196の1、2196の4、2197の1、2197の4、2242の1、2242の2、2243の1から2243の3まで、2246、2247、2250の1、2251、2254、2255の2、2257、2509の1、2509の2、2510の1及び2511の2の地先公有水面埋立地		1,164.86

○愛媛県告示第1315号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加戸守行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
宇和島市三浦東4119の2、(4120+新59の1+新59の5+新59の6)、4122の1、4166の1、4166の8、4166の11、4166の12、4167の1、4167の2及び新60の3の地先	1,530.38
宇和島市三浦東4182の4及び4188の1の地先	466.72
宇和島市三浦東4188の1、4189の3、4193の2、4193の4、4195の2及び新39の1並びに三浦西5132の1及び5133の1の地先	704.32

○愛媛県告示第1316号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
三浦東	宇和島市三浦東4119の2、(4120+新59の1+新59の5+新59の6)、4122の1、4166の1、4166の8、4166の11、4166の12、4167の1、4167の2及び新60の3の地先公有水面埋立地		1,530.38
	宇和島市三浦東4182の4及び4188の1の地先公有水面埋立地		466.72
	宇和島市三浦東4188の1、4189の3、4193の2、4193の4、4195の2及び新39の1並びに三浦西5132の1及び5133の1の地先公有水面埋立地		704.32

○愛媛県告示第1317号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
宇和島市三浦西5121の3、5121の6、5121の7及び5121の14の地先	355.54

○愛媛県告示第1318号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
三浦西	宇和島市三浦西5121の3、5121の6、5121の7及び5121の14の地先公有水面埋立地		355.54

○愛媛県告示第1319号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
宇和島市下波4824、4826、4827の1、4827の2、4828の3、4828の4、4835の1、4835の2、4836、4848、4849の1、4849の2、4860の1、4860の2、4862、4863、4866、4874から4877まで、4878の2、4879の2、4879の3、4880、4881及び4921の地先	4,692.45

○愛媛県告示第1320号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
下波	宇和島市下波4824、4826、4827の1、4827の2、4828の3、4828の4、4835の1、4835の2、4836、4848、4849の1、4849の2、4860の1、4860の2、4862、4863、4866、4874から4877まで、4878の2、4879の2、4879の3、4880、4881及び4921の地先公有水面埋立地		4,692.45

○愛媛県告示第1321号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地

は宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
宇和島市日振島1960の1、1960の3、1961、1962、1976、2069、2070、2078の1及び2078の2の地先	886.39

○愛媛県告示第1322号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
日振島	宇和島市日振島1960の1、1960の3、1961、1962、1976、2069、2070、2078の1及び2078の2の地先公有水面埋立地		886.39

○愛媛県告示第1323号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、宇和島市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は宇和島市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
宇和島市日振島3001の2、3007の1、3007の3及び3007の4の地先	439.67

○愛媛県告示第1324号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、宇和島市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		面積 (平方メートル)
	区	域	
日振島	宇和島市日振島3001の2、3007の1、3007の3及び3007の4の地先公有水面埋立地		439.67

○愛媛県告示第1325号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、松山市長から公有水面の埋立てにより新たに生じた次の土地は松山市の地域であることを確認した旨の届出があった。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

新たに生じた土地の所在	面積 (平方メートル)
松山市大可賀三丁目525の4及び1455の地先	2,576.56

○愛媛県告示第1326号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、松山市長から次のとおり町の区域を変更する旨の届出があった。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加戸守行

町の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地		
	区	域	面積 (平方メートル)
大可賀三丁目	松山市大可賀三丁目525の4及び1455の地先公有水面埋立地		2,576.56

○愛媛県告示第1327号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	開設者の氏名又は名称	名称	所在地	指定年月日
2764	医療法人 さとう耳鼻咽喉科クリニック	さとう耳鼻咽喉科クリニック	東温市志津川1560-1	平成18年8月7日
2765	丹愛子	丹こどもクリニック	今治市末広町3-4-12	平成18年9月4日
10658	有限会社 すみむら	すみむら薬局	今治市大西町紺原甲303番3	平成18年7月26日
10659	有限会社 蝶野	さくら薬局中央店	新居浜市坂井町3-6-2	平成18年8月9日

○愛媛県告示第1328号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により指定した次の指定医療機関は、廃止年月日欄に掲げる日に廃止されたので、同項の規定による指定医療機関の指定の効力は、同日をもって消滅した。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加戸守行

指定番号	開設者の氏名又は名称	名称	所在地	廃止年月日
2594	佐藤英光	さとう耳鼻咽喉科クリニック	東温市志津川1560-1	平成18年7月31日
10433	有限会社 すみむら	すみむら薬局	今治市大西町宮脇甲1468-2	平成18年6月28日

○愛媛県告示第1329号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、丹原町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加戸守行

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	越智 豊	西条市丹原町今井113番地5
〃	岡田 初	西条市丹原町丹原178番地

〃	今井 學	西条市丹原町久妙寺610番地3
〃	渡部 桂	西条市丹原町池田1500番地4
〃	安藤 茂	西条市丹原町池田737番地3
〃	目見田 操	西条市丹原町願連寺647番地
〃	桑村 吉久	西条市丹原町古田甲1340番地
〃	越智 一馬	西条市丹原町徳能出作28番地
〃	黒河 環	西条市丹原町徳能甲548番地1
〃	青野 春夫	西条市丹原町高知甲690番地
〃	高山 誠一	西条市丹原町田滝甲16番地
〃	眞木 義剛	西条市丹原町田野上196番地
〃	佐伯 昇	西条市丹原町田野上方1521番地
〃	戸田 光政	西条市丹原町長野1593番地第1
〃	眞鍋 治夫	西条市丹原町高松甲492番地1
〃	安倍 正明	西条市丹原町高松甲572番地
〃	青野 秀俊	西条市丹原町川根甲213番地
〃	黒川 道雄	西条市丹原町北田野1146番地2
〃	徳永 一高	西条市丹原町田野上199番地
〃	越智 光美	西条市丹原町石経542番地第2
〃	越智 恒光	西条市丹原町来見421番地
〃	村上 浩一	西条市丹原町関屋甲392番地12
〃	青野 修身	西条市丹原町志川11027番地
〃	余吾 恒夫	西条市丹原町寺尾甲159番地2
〃	越智 三四郎	西条市丹原町白坂丙60番地1
〃	佐伯 勇	西条市丹原町明河丙859番地
〃	渡部 高尚	西条市丹原町徳能甲600番地2
監事	黒河 竹志	西条市丹原町徳能434番地1
〃	永井 吉彦	西条市丹原町長野1858番地2
〃	越智 實一	西条市丹原町石経1092番地2

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	徳永 義明	西条市丹原町池田359番地
〃	別宮 豊	西条市丹原町今井39番地
〃	岡田 初	西条市丹原町丹原178番地
〃	大澤 隆一	西条市丹原町今井482番地1
〃	今井 幸雄	西条市丹原町久妙寺219番地
〃	渡部 桂	西条市丹原町池田1500番地4
〃	山本 靖	西条市丹原町池田825番地
〃	青野 始	西条市丹原町願連寺321番地
〃	佐伯 玄太	西条市丹原町古田甲1446番地
〃	黒河 環	西条市丹原町徳能甲548番地1
〃	青野 春夫	西条市丹原町高知甲690番地
〃	越智 一馬	西条市丹原町徳能出作28番地
〃	武田 明	西条市丹原町古田260番地
〃	佐伯 武廣	西条市丹原町田滝甲113番地2
〃	鈴鹿 一徳	西条市丹原町田野上方1562番地
〃	渡邊 俊	西条市丹原町田野上方539番地
〃	佐伯 敏治	西条市丹原町北田野1071番地6
〃	眞木 敏夫	西条市丹原町長野797番地
〃	戸田 光政	西条市丹原町長野1593番地第1
〃	眞鍋 治夫	西条市丹原町高松甲492番地1
〃	青野 秀俊	西条市丹原町川根甲213番地
〃	越智 光美	西条市丹原町石経542番地第2
〃	越智 恒光	西条市丹原町来見421番地

"	村 上 浩 一	西条市丹原町閑屋甲392番地12
"	青 野 修 身	西条市丹原町志川1027番地
"	佐 伯 通 孝	西条市丹原町志川甲800番地
"	余 吾 恒 夫	西条市丹原町寺尾甲159番地 2
"	玉 井 角 吉	西条市丹原町志川1179番地 5
"	佐 伯 良 男	西条市丹原町鞍瀬甲336番地
"	越 智 三四郎	西条市丹原町白坂丙60番地 1
"	佐 伯 保	西条市丹原町千原甲1080番地
"	佐 伯 懐	西条市丹原町明河丁902番地
"	佐 伯 勇	西条市丹原町明河丙859番地
"	渡 部 高 尚	西条市丹原町徳能甲600番地 2
"	黒 川 道 雄	西条市丹原町北田野1146番地 2
"	佐 伯 謙之輔	西条市丹原町北田野717番地
監 事	黒 河 竹 志	西条市丹原町徳能434番地 1
"	越 智 重 則	西条市丹原町川根甲745番地第 1
"	越 智 實 一	西条市丹原町石経1092番地 2

24年法律第 195 号) 第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。
平成18年 9 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	中池坂戸地区	平成18年 3 月 6 日

○愛媛県告示第1332号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成18年 9 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	宝地区	平成17年12月26日

○愛媛県告示第1330号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、新居浜市洪水土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成18年 9 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	原 重 久	新居浜市中西町 3 - 31

○愛媛県告示第1333号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成18年 9 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	丸山地区	平成17年12月17日

○愛媛県告示第1331号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和

○愛媛県告示第1334号

森林法施行令（昭和26年政令第 276 号）第 4 条の 2 第 3 項の規定による皆伐面積の限度は、次のとおりとする。

平成18年 9 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

単 位 区 域	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)	区 域 内 市 町
銅 山 川	水 源 かん 養 保 安 林	567.73	四国中央市（金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部に限る。）、四国中央市新宮町、新居浜市（別子山に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	20.46	
金 生 川 ~ 加 茂 川	水 源 かん 養 保 安 林	366.84	新居浜市（別子山を除く。）、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町、丹原町を除く。）、西条市小松町（石鎚（字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部に限る。）、四国中央市（金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部を除く。）、四国中央市土居町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	817.29	
中 山 川	水 源 かん 養 保 安 林	208.36	西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田に限る。）、西条市小松町（石鎚（字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部を除く。）、西条市丹原町（閑屋及び田滝の各一部を除く。）、東温市（滑川及び明河並びに河之内の一部に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	263.46	

今 治 地 区	水 源 かん 養 保 安 林	59.44	今治市（吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村、関前小大下を除く。）、松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	345.25	
重 信 川	水 源 かん 養 保 安 林	246.52	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。）、伊予市（中山町、双海町を除く。）、西条市丹原町（関屋及び田滝の各一部に限る。）、東温市（滑川及び明河並びに河之内の一部を除く。）、伊予郡砥部町（満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波を除く。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	583.15	
小 田 川	水 源 かん 養 保 安 林	20.72	喜多郡内子町（本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川（一部を除く。）に限る。）、伊予郡砥部町（満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波に限る。）、伊予市中山町、双海町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	69.49	
肱 川	水 源 かん 養 保 安 林	723.67	大洲市、喜多郡内子町（本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川を除く。）、西予市宇和町（郷内、西山田及び山田の各一部を除く。）、野村町（大野ヶ原の一部を除く。）、城川町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	87.55	
八 幡 浜 地 区	水 源 かん 養 保 安 林	8.57	八幡浜市、西宇和郡伊方町、西予市三瓶町、明浜町、宇和町（郷内、西山田及び山田の各一部に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	47.53	
宇 和 島 地 区	水 源 かん 養 保 安 林	622.23	宇和島市（三間町及び野川の一部を除く。）、南宇和郡愛南町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	118.40	
吉 海 宮 窪 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	17.90	今治市吉海町、宮窪町
伯 方 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	19.78	今治市伯方町
弓 削 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	3.10	越智郡上島町（生名、岩城、魚島を除く。）、
上 浦 大 三 島 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	39.20	今治市上浦町、大三島町
中 島 地 区	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	1.08	松山市（中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木に限る。）、
四 万 十 川	水 源 かん 養 保 安 林	544.21	宇和島市（三間町及び野川の一部に限る。）、北宇和郡鬼北町、松野町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	37.25	
仁 淀 川 上 流	水 源 かん 養 保 安 林	967.10	上浮穴郡久万高原町、喜多郡内子町（中川の一部に限る。）、西予市野村町（大野ヶ原の一部に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	37.25	
東 予	干 害 防 備 保 安 林	19.10	四国中央市（上柏町、下柏町、村松町、三島朝日一丁目、三島朝日二丁目、三島朝日三丁目、三島紙屋町、三島宮川一丁目、三島宮川二丁目、三島宮川三丁目、三島宮川四丁目、三島中央一丁目、三島中央二丁目、三島中央三丁目、三島中央四丁目、三島中央五丁目、三島金子一丁目、三島金子二丁目、三島金子三丁目、中曾根町、中之庄町、具定町、寒川町、豊岡町大町、豊岡町豊田、豊岡町長田、豊岡町五良野、豊岡町岡銅、富郷町寒川山、富郷町豊坂、富郷町津根山、金砂町小川山、金砂町平野山に限る。）、新居浜市、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町に限る。）、
中 予	干 害 防 備 保 安 林	4.14	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）、
南 予	干 害 防 備 保 安 林	17.04	八幡浜市、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町（正木、増田、小山、中川、広見、満倉、上大道、一本松に限る。）、
東 予	保 健 保 安 林	17.80	新居浜市、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町を除く。）、

今 治 地 区	保 健 保 安 林	29.34	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）、今治市玉川町、波方町
中 予	保 健 保 安 林	13.70	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。）、東温市（上村、牛淵、上林、北野田、志津川、下林、田窪、西岡、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、樋口、南野田、見奈良、山之内、横河原に限る。）、上浮穴郡久万高原町（東明神、西明神、入野、久万、上野尻、下野尻、菅生、上畑野川、下畑野川、直瀬、露峰、二名、父野川、柳井川、中津、西谷に限る。）、喜多郡内子町（中川の一部に限る。）
八 幡 浜 ～ 肱 川	保 健 保 安 林	15.17	八幡浜市保内町、西予市三瓶町、野村町、城川町
宇和島～四万十川	保 健 保 安 林	3.74	宇和島市（吉田町、三間町、津島町を除く。）、北宇和郡松野町
弓 削 地 区	保 健 保 安 林	3.10	越智郡上島町（生名、岩城、魚島を除く。）

注 銅山川、金生川～加茂川、中山川、今治地区、重信川、仁淀川上流、肱川、宇和島地区及び四万十川には、国有林を含む。

○愛媛県告示第1335号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
西予市宇和町下川3263の2、3298の2
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

○愛媛県告示第1336号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
上浮穴郡久万高原町入野 659 の 2、1647 の 1 から 1647 の 4 ま で、1648、1649 の 2
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
上浮穴郡久万高原町菅生 3 番耕地 312 の 1、3 番耕地 312 の

- 2、3 番耕地 312 の 5、3 番耕地 312 の 6、3 番耕地 313 の 1 から 3 番耕地 313 の 4 まで、3 番耕地 313 の 44、3 番耕地 313 の 45、下畑野川乙 1 の 1、乙 2 の 1
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
菅生 3 番耕地 312 の 1・3 番耕地 313 の 3・下畑野川乙 2 の 1（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期 齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所
上浮穴郡久万高原町露峰乙1091の2、乙1149、乙1150の1、乙1159の1、乙1161の1、乙1161の2、乙1161の5、乙1162から乙1165まで、乙1166の1、乙1166の2、乙1166の4、乙1167の1、乙1167の2、乙1169、乙1170、乙1171の1、乙1172の1、乙1173、乙1174の1
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
露峰乙1161の2・乙1163・乙1164（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期

齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

4(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町本組2309、2315、2316、2320

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

本組2309・2315・2320（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

5(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町中黒岩2094、2095、2097、2098、2100、
2114、2128から2139まで、2150の1、2151の1、2171、2172

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

中黒岩2133から2135まで・2138・2151の1・2171・2172
（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、2136、
2137

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

6(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町笠方3274、3277、3292、3293

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

笠方3274・3277・3292・3293（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

7(1) 保安林予定森林の所在場所

上浮穴郡久万高原町中組529、530、541から544まで、5
57から561まで

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

中組529・530・543・557・558・560・561（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）、544

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第1337号

平成18年愛媛県内水面漁場管理委員会指示第2号に基づき、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると認められ、コイの持ち出しの制限をする水域を平成18年8月25日に次のとおり定めたので、公表する。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加戸守行

大曲川及び新川の本支流並びにこれらと接続一体をなす用排水路

○愛媛県告示第1338号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定（昭和33年3月愛媛県告示第276号）の一部を次のように改正する。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

番号	海岸名	市町村	管理者	延長	区域
1 ~ 48	省略				
49	伊予灘沿岸津和地漁港海岸	松山市	松山市長	1.3 50メ ートル	<p>基点1から基点17までを順次結んだ線並びに基点17、補助点17、補助点12、補助点7、補助点4、補助点3、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北）</p> <p>基点1は、松山市津和地3844番2地先（南側）の標柱</p> <p>基点2は、基点1から6度00分47メートルの地点</p> <p>基点3は、基点2から277度30分100メートルの地点</p> <p>基点4は、基点3から272度00分92メートルの地点</p> <p>基点5は、基点4から255度00分200メートルの地点</p> <p>基点6は、基点5から253度00分100メートルの地点</p> <p>基点7は、基点6から235度30分90メートルの地点</p> <p>基点8は、基点7から226度30分100メートルの地点</p> <p>基点9は、基点8から203度10分90メートルの地点</p> <p>基点10は、基点9から192度00分116メートルの地点</p> <p>基点11は、基点10から172度40分62メートルの地点</p> <p>基点12は、基点11から160度00分59メートルの地点</p> <p>基点13は、基点12から156度30分115メートルの地点</p> <p>基点14は、基点13から139度40分42メートルの地点</p> <p>基点15は、基点14から56度20分48メートルの地点</p> <p>基点16は、基点15から147度30分46メートルの地点</p> <p>基点17は、基点16から127度00分22.6メートルの地点</p> <p>補助点17は、基点17から39度00分55メートルの地点</p> <p>補助点12は、基点12から72度00</p>

番号	海岸名	市町村	管理者	延長	区域
1 ~ 48	省略				
49	伊予灘沿岸津和地漁港海岸	神和村	神和村長	1.3 40メ ートル	<p>1 温泉郡神和村大字津和地字之ノ瀬3843番地北端の標識杭の点（漁港区域界）</p> <p>2 1点より6度測線上47メートルの点</p> <p>3 2点より277度30分測線上100メートルの点</p> <p>4 3点より272度測線上92メートルの点</p> <p>5 4点より261度測線上200メートルの点</p> <p>6 5点より259度測線上100メートルの点</p> <p>7 6点より235度30分測線上90メートルの点</p> <p>8 7点より226度30分測線上100メートルの点</p> <p>9 8点より203度10分測線上90メートルの点</p> <p>10 9点より192度測線上116メートルの点</p> <p>11 10点より172度40分測線上62メートルの点</p> <p>12 11点より174度30分測線上59メートルの点</p> <p>13 12点より156度30分測線上95メートルの点</p> <p>14 13点より139度40分測線上42メートルの点</p> <p>15 14点より56度20分測線上48メートルの点</p> <p>16 15点より147度30分測線上46メートルの点</p> <p>17 16点より177度測線上29メートルの点（漁港区域界）</p> <p>17 17点より42度測線上55メートルの点</p> <p>12 12点より72度測線上20メートルの点</p> <p>9 9点より106度測線上30メートルの点</p> <p>7 7点より140度測線上35メートルの点</p>

				分20メートルの地点 補助点7は、基点7から140度						5 5点より165度測線上35メートルの点
				00分35メートルの地点 補助点4は、基点4から235度						3 3点より180度測線上30メートルの点
				00分121.1メートルの地点 補助点3は、基点3から222度						1 1点より227度測線上30メートルの点
				00分232.9メートルの地点 補助点1は、基点1から219度						以上1 2 3 4 5 6
				00分118メートルの地点						7 8 9 10 11 12 13
										14 15 16 17 17 12 9
										7 5 3 1 1の各点を結ぶ線によつて囲まれたる地域
50 ~ 183	省略									
50 ~ 183	省略									

○愛媛県告示第1339号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加戸守行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-14)第1051号	平成14年7月3日	兵頭一級建築士事務所	兵頭 通平	宇和島市伊吹町22-1	平成18年7月3日	建築工事業	建設業の廃止
(般-17)第5475号	平成17年8月27日	清家工務店	清家 茂	北宇和郡鬼北町大字下大野1865	平成18年7月3日	建築工事業	建設業の廃止(法人成り)
(般-13)第7967号	平成13年11月13日	(有)小野築炉工業	小野 好典	松山市西垣生町1995-19	平成18年7月3日	タイル・れんが・ブロック工事業	建設業の廃止
(般-13)第11220号	平成13年8月16日	(有)藤田建設	藤田 茂晴	伊予郡砥部町宮内838	平成18年7月3日	管工事業	建設業の廃止(一部)
(般・特-16)第2819号	平成17年2月15日	(株)大西建設	大西 孝一	南宇和郡愛南町御荘平城4876	平成18年7月5日	土木工事業 とび・土工工事業 管工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般・特-13)第1226号	平成13年8月30日	(株)平松組	平松 利輝	松山市夏目甲598	平成18年7月6日	土木工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-16)第2655号	平成17年1月30日	(有)佐竹鉄工所	佐竹 禎司	宇和島市御幸町2-3-10	平成18年7月7日	土木工事業 建築工事業 鋼構造物工事業	建設業の廃止
(般-13)第8075号	平成14年1月14日	古峠工務店	古峠 仁司	新居浜市中村2-9-2	平成18年7月7日	管工事業 さく井工事業 水道施設工事業	建設業の廃止(法人成り)
(般-13)第11277号	平成13年9月14日	(有)今井電気商会	今井 江子	西条市三津屋南3-14	平成18年7月7日	電気工事業 消防施設工事業	建設業の廃止
(般-17)第8845号	平成17年8月9日	森電設工業	森 勝利	今治市伯方町有津甲9-1	平成18年7月11日	電気工事業	建設業の廃止(法人成り)
(般-17)第5405号	平成17年7月29日	(有)まつばら増改センター	松原 利恵	伊予郡松前町徳丸587-2	平成18年7月12日	タイル・れんが・ブロック工事業	建設業の廃止
(般-14)第15282号	平成15年3月31日	島田建設	島田 幸雄	松山市今在家2-5-20	平成18年7月13日	建築工事業	建設業の廃止
(般-16)第15687号	平成17年1月24日	あさみ左官	浅海 廣積	今治市上浦町甘崎2168	平成18年7月13日	土木工事業 建築工事業 とび・土工工事業 管工事業	建設業の廃止(法人成り)
(般-13)第170号	平成13年8月15日	(有)野田組	野田 勝	四国中央市下柏町68-4	平成18年7月18日	土木工事業	建設業の廃止
(般-14)第15223号	平成15年1月17日	十亀組	十亀 喜博	新居浜市田の上1-17-14	平成18年7月18日	管工事業	建設業の廃止(法人成り)

(特-17)第15828号	平成17年 10月14日	安藤工業(株)	安藤 晶文	西条市三津屋190-1	平成18年 7月18日	造園工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-14)第10716号	平成14年 12月22日	(有)平田建設	石丸 秀久	松山市西垣生町802-9	平成18年 7月19日	建築工事業	建設業の廃止
(般-18)第7604号	平成18年 5月7日	池田電気	池田 耕一	越智郡上島町生名1622	平成18年 7月21日	電気工事業 管工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (事業継承)
(特-17)第11492号	平成17年 7月14日	エヒメ工業(株)	渡部 守行	松山市下難波甲33-44	平成18年 7月21日	土木工事業 建築工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 造園工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般-14)第15053号	平成14年 7月3日	藤本企画	藤本 亮	今治市別宮町9-5-53	平成18年 7月21日	土木工事業 とび・土工事業 石工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (法人成り)
(般-14)第15272号	平成15年 3月24日	毛利興産(有)	毛利 正二	松山市此花町7-16	平成18年 7月21日	土木工事業 建築工事業	建設業の廃止
(般-13)第12321号	平成13年 8月11日	(有)徳永不動産	徳永 善次	伊予郡砥部町高尾田272	平成18年 7月24日	大工工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部)
(般-13)第12318号	平成13年 8月5日	(株)タック・エンタープライズ	大角八重子	新居浜市萩生1602-1	平成18年 7月28日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)

○愛媛県告示第1340号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
18松局建(開)第27号 平成18年8月21日	東温市見奈良字前田275番1	松山市安城寺町174番地1 ユートピアハイツ安城寺305号 池川 慎也
18四土(開)第7号 平成18年8月21日	四国中央市三島金子二丁目字鐘鑄2174番1、2174番2、2174番3、2174番8、2174番10、2174番11、2174番14、2174番15、2174番16、2174番17、2174番18、2174番19、2174番20、2175番1、2175番2、2175番3、2175番4、2175番5、2175番6、2175番7、2175番8、2175番9、2175番10、2175番11、2178番2、2178番3、2180番1、2180番9及び2180番9地先農道	四国中央市川之江町2893番地1 富士住宅産業株式会社 代表取締役 白石 一 忠

○愛媛県告示第1341号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 道路の位置

四国中央市下柏町字大坪52番1

2 申請人の住所氏名

四国中央市中曾根町1781番地3

日新商事株式会社

代表取締役 吉岡 豊彦

3 図面省略

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 入札に付する事項

(1) 件名

HPLC/質量分析計の購入

(2) 購入物品名及び数量

HPLC/質量分析計1式(搬入、据付、ガス配管、電気工事、試運転調整ならびに運転指導等1式を含む。)

(3) 購入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 納入期限

平成19年1月12日

(5) 納入場所

愛媛県工業技術センター

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円

未満の端数があるときは、差の端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
(2) 納入期限までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
(3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
(4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県総務部管理局総務管理課用品調達係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話 (089)912 2156

- (2) 入札書の受領期限
平成18年9月29日(金)午後2時
(3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
(4) 開札の日時及び場所
平成18年9月29日(金)午後2時
愛媛県庁舎 第二別館1階会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5

以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札書の提出に先立って提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は封印し、受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: High performance liquid chromatography/mass spectrometer, 1 set
(2) Time limit of tender: 2:00 p.m., 29 September 2006
(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, General Administration Division, General Affairs Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2156

○公告

技能検定の実施について

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。
平成18年9月1日

愛媛県知事 加戸守行

1 実施職種及び等級の区分

技能検定は、次の表の左欄に掲げる職種について、同表の右欄に掲げる等級に区分して実施する。

Table with 3 columns: 職 (Occupation), 種 (Type), 等級 (Grade). It lists various manufacturing and service occupations and their corresponding skill levels (Special, 1st, and 2nd).

産練り製品製造、酒造、建築大工、かわらぶき、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工（アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）カーテンウォール施工、ガラス施工、テクニカルイラストレーション（立体図作成に係るものに限る。）、機械・プラント製図、電気製図、金属材料試験及び塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。）	1級及び2級
樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工	等級を区分しない
機械検査、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て及びシーケンス制御に係るものに限る。）、冷凍空調和機器施工、和裁、建築大工、配管、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図（機械製図手書きに係るものに限る。）及び電気製図	3級

2 試験の方法

実技試験及び学科試験

3 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 実技試験

平成18年11月24日（金）から平成19年2月18日（日）までの間において、愛媛県職業能力開発協会が指定する日

イ 学科試験

実施職種ごとに、次の表のとおりとする。

金属溶解（鋳鉄誘導炉溶解に係るものに限る。）、機械検査、電気機器組立て（シーケンス制御に係るものに限る。）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング及び婦人子供既製服縫製に係るものに限る。）、菓子製造、配管、型枠施工、鉄筋施工、ガラス施工及び金属材料試験	1級及び2級	平成19年1月28日(日)
機械検査、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て及びシーケンス制御に係るものに限る。）及び配管	3級	
鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造	特級	平成19年2月4日(日)
工場板金（機械板金及び数値制御ラレットパンチプレス板金に係るものに限る。）、ローブ加工、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空調和機器施工、強化プラスチック成形（積層防食に係るものに限る。）、石材施工（石材加工及び石積みに係るものに限る。）、パン製造、水産練り製品製造、酒造、建築大工、かわらぶき、コンクリート圧送施工、防水施工（アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。）、カーテンウォール施工、機械・プラント製図及び塗装（鋼橋塗装に係るものに限る。）	1級及び2級	
樹脂接着剤注入施工及びバルコニー施工	等級を区分しない	
冷凍空調和機器施工、建築大工及び機械・プラント製図（機械製図手書きに係るものに限る。）	3級	
機械保全、半導体製品製造、縫製機械整備、和裁、テクニカルイラストレーション（立体図作成に係るものに限る。）及び電気製図	1級及び2級	
和裁、テクニカルイラストレーション及び電気製図	3級	平成19年2月11日(日)

(2) 実施場所

愛媛県職業能力開発協会が指定する場所

4 技能検定受検申請書の提出期間

平成18年9月25日（月）から10月6日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

5 技能検定受検申請書の請求先及び提出先

松山市三番町四丁目10番地1 愛媛県三番町ビル内
愛媛県職業能力開発協会

○公 告

屋外広告物条例の規定に基づく講習会の開催について

愛媛県屋外広告物条例（昭和39年愛媛県条例第50号）第38条第1項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する講習会を開催する。

平成18年9月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 講習会の期日

平成18年11月7日（火）
午前9時から午後5時まで

2 講習会の場所

松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県庁第一別館11階会議室

3 受講申込書の提出期限

平成18年10月20日（金）。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受講申込書の提出先

〒790 8570
松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県土木部道路都市局都市計画課

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第11号

愛媛県教育委員会規則で定める様式における敬称の見直しのため

の関係教育委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成18年9月1日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県教育委員会規則で定める様式における敬称の見直しのための関係教育委員会規則の整理に関する規則

(博物館の登録に関する規則等の一部改正)

第1条 次に掲げる規則の規定中「愛媛県教育委員会殿」を「愛媛県教育委員会様」に改める。

- (1) 博物館の登録に関する規則(昭和27年愛媛県教育委員会規則第11号)様式第1号、様式第3号及び様式第4号
- (2) 県立学校における授業料等減免規則(昭和30年愛媛県教育委員会規則第4号)様式第1号
- (3) 学校教育法施行細則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第20号)様式第1号から様式第3号まで及び様式第6号
- (4) 愛媛県県立学校管理規則(昭和31年愛媛県教育委員会規則第21号)様式第1号及び様式第2号
- (5) 社会教育主事資格認定に関する規則(昭和35年愛媛県教育委員会規則第2号)様式第1号
- (6) 愛媛県教育職員の免許に関する規則(昭和37年愛媛県教育委員会規則第4号)様式第1号から様式第4号まで、様式第4号の3、様式第5号、様式第7号、様式第8号、様式第13号、様式第15号、様式第16号の2及び様式第17号
- (7) 技能教育施設の指定の申請手続等に関する規則(平成3年愛媛県教育委員会規則第3号)様式第1号から様式第4号まで(愛媛県文化財保護条例施行規則の一部改正)

第2条 愛媛県文化財保護条例施行規則(昭和32年愛媛県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

様式第2号から様式第8号までの規定中「愛媛県教育委員会殿」を「愛媛県教育委員会様」に改める。

様式第9号中「殿」を「様」に改める。

様式第10号及び様式第11号中「愛媛県教育委員会殿」を「愛媛県教育委員会様」に改める。

(愛媛県県立学校学則の一部改正)

第3条 愛媛県県立学校学則(昭和33年愛媛県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中「学校長殿」を「学校長様」に改める。

(愛媛県立青年の家管理規則の一部改正)

第4条 愛媛県立青年の家管理規則(昭和35年愛媛県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「青年の家所長殿」を「青年の家所長様」に改める。

(愛媛県奨学資金貸与条例施行規則の一部改正)

第5条 愛媛県奨学資金貸与条例施行規則(昭和37年愛媛県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「殿」を「様」に改める。

第2号様式から第6号様式までの規定中「愛媛県教育委員会殿」を「愛媛県教育委員会様」に改める。

第7号様式中「殿」を「様」に改める。

第9号様式から第11号様式までの規定中「愛媛県教育委員会殿」を「愛媛県教育委員会様」に改める。

(愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則の一部改正)

第6条 愛媛県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励資金貸

与条例施行規則(昭和50年愛媛県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第5号までの規定中「愛媛県教育委員会殿」を「愛媛県教育委員会様」に改める。

様式第6号中「愛媛県知事殿」を「愛媛県知事様」に改める。

様式第8号及び様式第9号中「愛媛県教育委員会殿」を「愛媛県教育委員会様」に改める。

(愛媛県生涯学習センター管理規則等の一部改正)

第7条 次に掲げる規則の規定中「殿」を「様」に改める。

- (1) 愛媛県生涯学習センター管理規則(平成3年愛媛県教育委員会規則第6号)様式第1号から様式第14号まで
- (2) 愛媛県教育委員会聴聞規則(平成6年愛媛県教育委員会規則第7号)様式第1号から様式第6号まで
- (3) 埋蔵文化財の取扱いに関する規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第5号)様式第1号から様式第3号まで
- (4) 愛媛県総合科学博物館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第11号)様式第1号から様式第15号まで
- (5) 愛媛県歴史文化博物館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第13号)様式第1号から様式第15号まで
- (6) 愛媛県美術館管理規則(平成12年愛媛県教育委員会規則第15号)様式第1号から様式第13号まで

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付している書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付した書類とみなす。

3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、平成18年度に限り使用することができる。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第6号

愛媛県教職員報賞規程(昭和34年2月愛媛県教育委員会告示第2号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。ただし、この告示の施行の際現に改正前の愛媛県教職員報賞規程様式の規定により提出されている書類は、改正後の愛媛県教職員報賞規程様式の規定により提出されている書類とみなす。

平成18年9月1日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

様式中「愛媛県教育委員会教育長殿」を「愛媛県教育委員会教育長様」に改める。

教育委員会訓令

○愛媛県教育委員会訓令第3号

教育委員会事務局

教 育 機 関

愛媛県教育委員会公印規程及び愛媛県県立学校修学旅行実施要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年9月1日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

愛媛県教育委員会公印規程及び愛媛県立学校修学旅行実施要領の一部を改正する訓令

(愛媛県教育委員会公印規程の一部改正)

第1条 愛媛県教育委員会公印規程(昭和36年7月愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号及び様式第4号中「教育総務課長殿」を「教育総務課長様」に改める。

様式第6号中「公印管守者殿」を「公印管守者様」に改める。

様式第7号及び様式第9号中「教育総務課長殿」を「教育総務課長様」に改める。

(愛媛県立学校修学旅行実施要領の一部改正)

第2条 愛媛県立学校修学旅行実施要領(昭和39年3月愛媛県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までの規定中「愛媛県教育委員会教育長殿」を「愛媛県教育委員会教育長様」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
2 この訓令施行の際現に改正前のそれぞれの訓令の様式の規定により提出されている書類は、改正後のそれぞれの訓令の様式の規定により提出された書類とみなす。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則1-7

愛媛県人事委員会規則で定める様式における敬称の見直しのための関係人事委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

平成18年9月1日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

愛媛県人事委員会規則で定める様式における敬称の見直しのための関係人事委員会規則の整理に関する規則

次に掲げる規則の規定中「殿」を「様」に改める。

- (1) 職員の臨時的任用に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-1)別表第1及び別表第2
(2) 職員の採用及び昇任に関する規則(愛媛県人事委員会規則6-5)別表第9及び別表第10
(3) 職員の給与の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7)様式第1号
(4) 職員の通勤手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-65)別記様式
(5) 住居手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-459)別記様式
(6) 愛媛県職員の退職手当の支給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-479)様式第1号、様式第2号、様式第8号、様式第10号、様式第11号、様式第13号、様式第15号、様式第15号の3から様式第20号の2まで及び様式第20号の4から様式第21号まで
(7) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-714)別記様式
(8) 単身赴任手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7-763)別記様式
(9) 職員の定年等に関する規則(愛媛県人事委員会規則9-1)様式第1号から様式第4号まで

- (10) 職員の育児休業等に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-33)様式第1号から様式第4号まで
(11) 職員の修学部分休業に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-50)様式第1号及び様式第2号
(12) 職員の高齢者部分休業に関する規則(愛媛県人事委員会規則12-51)様式第1号から様式第3号まで
(13) 職員団体の登録に関する規則(愛媛県人事委員会規則13-18)様式第1号及び様式第4号から様式第6号まで
(14) 職員団体の登録の効力停止及び取消し並びに職員団体等の規約の認証の取消しに係る聴聞に関する規則(愛媛県人事委員会規則13-115)様式第1号から様式第7号まで

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付している書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付した書類とみなす。
3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、平成18年度に限り使用することができる。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第3号

不利益処分についての不服申立てに関する手続細則(昭和32年5月愛媛県人事委員会告示第62号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

この告示の施行の際現に改正前の不利益処分についての不服申立てに関する手続細則様式第4号、様式第6号から様式第9号まで、様式第11号及び様式第13号の規定により提出されている書類は、それぞれ改正後の不利益処分についての不服申立てに関する手続細則様式第4号、様式第6号から様式第9号まで、様式第11号及び様式第13号の規定により提出された書類とみなす。

平成18年9月1日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

様式第1号中「殿」を「様」に改める。

様式第2号中 「収入印紙」を削る。

様式第3号から様式第9号まで及び様式第11号から様式第13号までの規定中「殿」を「様」に改める。

○愛媛県人事委員会告示第4号

勤務条件に関する措置の要求に関する手続細則(昭和33年3月愛媛県人事委員会告示第68号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

この告示の施行の際現に改正前の勤務条件に関する措置の要求に関する手続細則様式第1号の規定により提出されている書類は、改正後の勤務条件に関する措置の要求に関する手続細則様式第1号の規定により提出された書類とみなす。

平成18年9月1日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

様式第1号から様式第3号までの規定中「殿」を「様」に改める。

様式第4号中

収入
印紙

を削る。

様式第5号から様式第7号までの規定中「殿」を「様」に改める。

公安委員会訓令

○愛媛県公安委員会訓令第6号

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年9月1日

愛媛県公安委員会委員長 吉村典子

愛媛県公安委員会事務専決規程の一部を改正する訓令

愛媛県公安委員会事務専決規程（昭和37年愛媛県公安委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表3（第4条関係） 警察署長の専決事項		別表3（第4条関係） 警察署長の専決事項	
法令	専決事項	法令	専決事項
省略		省略	
銃砲刀剣類所持等取締法	1～50 省略 <u>51 第21条の3第1項第4号の規定による準空気銃製造等に係る届出の受理</u> <u>52 第22条の2（第22条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による模造けん銃製造等に係る届出の受理</u> <u>53 第26条第1項の規定による地域及び期間の設定並びに行為の禁止又は制限</u> <u>54 第26条第2項の規定による銃砲又は刀剣類の提出命令及び仮領置</u> <u>55 第26条第5項の規定による仮領置した銃砲又は刀剣類の返還</u> <u>56 第27条第1項の規定による銃砲又は刀剣類の提出命令</u> <u>57 第27条の2第1項の規定による指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場の設置者等又は猟銃等保管業者の業務に対する報告要求</u> <u>58 第27条の2第2項の規定による指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場又は猟銃等保管業者が委託を受けて猟銃等を保管する保管場所に対する立入検査の実施</u>	銃砲刀剣類所持等取締法	1～50 省略 51 第22条の2（第22条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による模造けん銃製造等に係る届出の受理 52 第26条第1項の規定による地域及び期間の設定並びに行為の禁止又は制限 53 第26条第2項の規定による銃砲又は刀剣類の提出命令及び仮領置 54 第26条第5項の規定による仮領置した銃砲又は刀剣類の返還 55 第27条第1項の規定による銃砲又は刀剣類の提出命令 56 第27条の2第1項の規定による指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場の設置者等又は猟銃等保管業者の業務に対する報告要求 57 第27条の2第2項の規定による指定射撃場、教習射撃場若しくは練習射撃場又は猟銃等保管業者が委託を受けて猟銃等を保管する保管場所に対する立入検査の実施
省略		省略	
銃砲刀剣類所持等取締法施行規則	1～17 省略 <u>18 第16条の4第2項の規定による準空気銃製造等届出書の記載事項変更届の受理</u> <u>19 第16条の4第3項の規定による届出書の交付</u> <u>20 第16条の4第4項の規定による事業廃止届の受理</u> <u>21 第17条の2第3項（第17条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による模造けん銃製造等届出書の記載事項変更届の受理</u> <u>22 第17条の2第4項（第17条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出書</u>	銃砲刀剣類所持等取締法施行規則	1～17 省略 18 第17条の2第3項（第17条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による模造けん銃製造等届出書の記載事項変更届の受理 19 第17条の2第4項（第17条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出書

	の交付 23 第17条の2第5項（第17条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業廃止届の受理 24 第28条の規定による台帳への登載及び整理
省略	

	の交付 20 第17条の2第5項（第17条の3第2項において準用する場合を含む。）の規定による事業廃止届の受理 21 第28条の規定による台帳への登載及び整理
省略	

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

正 誤

○正 誤

平成18年8月11日付け第1785号愛媛県告示第1198号（漁業免許の内容等の公示）中

ページ	箇 所	誤	正
702	左列表中「漁業種類」の下から1行目	「 〃 」	「第2種共同漁業」